

【参考】

令和3年度 東彼杵町利用者負担金(保育料) (2号認定、3号認定)

別表1

月額保育料
単位:円

階層区分		3歳児未満 (3号認定)		3歳児以上 (2号認定)		
		標準	短時間	標準	短時間	
B2	住民税非課税世帯	0	0	0	0	
C2	住民税所得割額非課税世帯 (均等割課税世帯)	14,500	12,500	0	0	
D2	住民税所得割 課税額	48,600円未満	18,500	16,500	0	0
D3		48,600円以上 60,700円未満	25,500	23,500	0	0
D4		60,700円以上 72,800円未満	27,000	25,000	0	0
D5		72,800円以上 84,900円未満	27,700	25,700	0	0
D6		84,900円以上 97,000円未満	28,500	26,500	0	0
D7		97,000円以上 115,000円未満	37,800	35,800	0	0
D8		115,000円以上 133,000円未満	40,000	38,000		
D9		133,000円以上 151,000円未満	41,300	39,300		
D10		151,000円以上 169,000円未満	42,500	40,500		
D11		169,000円以上 301,000円未満	49,000	47,000		
D12	301,000円以上					

- 住民税は夫婦の合算額とする。生計中心者が夫婦以外の者の場合、その者の住民税課税額とする。
- 同一世帯から2人以上同時入所の場合、2人目以降無料とする。
- 2・3号認定の0から2歳児の保育料には給食費を含む。

【参考】

令和3年度 東彼杵町利用者負担金(保育料) (要保護世帯2号認定、3号認定)

別表3

月額保育料
単位:円

階層区分		3歳児未満 (3号認定)		3歳児 (2号認定)		4歳児以上児 (2号認定)	
		標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B1	町民税非課税世帯 (要保護世帯等)	0	0	0	0	0	0
C1	町民税所得割非課税世帯 (均等割課税世帯のうち要保護世帯等)	4,500	2,500	0	0	0	0
D1	町民税所得割 課税額 (要保護世帯等)	48,600円未満	7,000	5,000	0	0	0
D3-1		48,600円以上 60,700円未満	7,000	5,000	0	0	0
D4-1		60,700円以上 72,800円未満	7,000	5,000	0	0	0
D5-1		72,800円以上 77,101円未満	7,000	5,000	0	0	0

○ 住民税は夫婦の合算額とする。生計中心者が夫婦以外の者の場合、その者の住民税課税額とする。

○ 同一世帯から2人以上同時入所の場合、2人目以降無料とする。






※ 要保護世帯等・・・ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護等、特に困窮していると町長が認めた世帯)

多子世帯への軽減措置

～夫婦の住民税所得割額の合算が57,700円未満の世帯に限ります～

平成28年4月から、園に通う児童に兄弟がいる場合、年長の子から順に1子、2子…とカウントし、2子目の保育料を半額、3子目以降の保育料を無料とします。

子の数え方の例

	Aさん世帯(長男:大学生、次女:園児5歳、次男:園児0歳)の場合	Bさん世帯(長男:高校生、次女:小学生、次男:園児3歳、三男:園児1歳)の場合
それ以上	第1子  子の年齢制限なし	第1子  子の年齢制限なし
中学生		
小学生		第2子 
5歳		
4歳		
3歳		第3子  保育料無料!
2歳	第2子  保育料半額!	
1歳		第4子  保育料無料!
0歳	第3子  保育料無料!	